

厚岸町条例第32号

火葬場条例及び厚岸町ごみ処理場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年9月19日

厚岸町長

三浦克宏

火葬場条例及び厚岸町ごみ処理場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(火葬場条例の一部改正)

第1条 火葬場条例（昭和39年厚岸町条例第40号）の一部を次のように改正する。

第1条の表厚岸町斎場の項中「サンヌシ33番地」を「サンヌシ33番地1」に改める。

(厚岸町ごみ処理場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 厚岸町ごみ処理場の設置及び管理に関する条例（平成6年厚岸町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条の表厚岸町ごみ焼却処理場の項中「サンヌシ34番地」を「サンヌシ34番地1」に改め、同表厚岸町一般廃棄物最終処分場の項中「サンヌシ34番、35番」を「サンヌシ34番1、35番1」に改め、同表厚岸町収集ごみ積替保管施設の項中「サンヌシ34番地」を「サンヌシ34番地1」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。